

# 倉敷市中途失聴・難聴者協会規約

## 第 1 章 総 則

### (名称)

第 1 条 名称を倉敷市中途失聴・難聴者協会とする。

### (事務所)

第 2 条 事務所を会長宅に置く。ただし、総会又は役員会の議決を経て、従たる事務所を必要な地に置く事ができる。

### (目的)

第 3 条 本会は倉敷市およびその周辺に在住している難聴者・中途失聴者（以下難聴者等）に対する社会の理解を促進させるとともに、コミュニケーション手段、日常生活用具の調査研究を行なうことにより、難聴者等の社会的地位の向上と福祉の増進及び社会参加の促進に寄与することを目的とする。

### (事業)

第 4 条 本会は前条の目的を達成する為、次の事業を行なう。

- (1) 難聴者等の自立更生のための研修、研究に関する事業
- (2) 難聴者等のニーズに関する調査
- (3) 難聴者等に対する社会の理解促進の為の啓発、広報に関する事業
- (4) 難聴者等の相互交流促進、情報提供等に関する事業
- (5) 関係諸団体との連帯、相互扶助に関する事業
- (6) その他、本会の目的を達成する為の事業

### (組織)

第 5 条 本会は総会の承認を経て、高年部、女性部、青年部、その他の専門部を置く事ができる。

## 第 2 章 会 員

### (会員)

第 6 条 本会の会員は次の会員をもって組織する。

- (1) 正会員 倉敷市およびその周辺の地域（県内）に在住する難聴者等
- (2) 要約筆記会員 要約筆記者および要約筆記奉仕員
- (3) 賛助会員 本会の事業を賛助する目的で入会した個人又は団体

### (会費)

第 7 条 要約筆記会員を除く会員は、総会で定められた年会費を納入しなければならない。

年会費	(1) 正会員	1, 000円
	(2) 正会員（夫婦）	1, 500円
	(3) 賛助会員	1口1, 000円

### (除名)

第 8 条 会費を2年以上滞納したとき、又は本会の目的に反する行為をし、名誉を傷つけたときは、総会において 2/3 以上の賛同を得て、除名することが出来る。ただし、当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

### 第 3 章 役員

(役員)

- 第 9 条 (1) 会長（倉敷市）、副会長（3 名以内、ただし倉敷市）  
(2) 事務局長及び会計（倉敷市）  
(3) 専門部長  
(4) 理事 若干名  
(5) 会計監査 2 名

(選任等)

- 第 10 条 (1) 役員は総会において選出する。  
(2) 会長、副会長は理事の互選により定める。  
(3) 理事及び会計監査は、相互にこれを兼ねる事は出来ない。  
(4) 事務局長及び会計は会長がこれを任命する。  
(5) 専門部長は専門部内にて選出する。  
(6) 本会は顧問、相談役を置く事ができる。

(任務)

- 第 11 条 (1) 会長は本会を代表し、会務を総理する。  
(2) 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代行する。  
(3) 事務局長は会長のもとに会務の一切を処理する。  
(4) 会計は経理事務を担当する。  
(5) 専門部長は本部と専門部との連絡をおこなう。  
(6) 理事は理事会を構成し、会務を執行する。  
(7) 会計監査は会計を監査し、総会においてこれを報告する。  
(8) 役員は兼務は、これを妨げない。

(任期)

- 第 12 条 役員は任期は 2 年とし、再任を妨げない。ただし、補欠役員は前任者の残任期間とする。

### 第 4 章 会議

(種類及び招集)

- 第 13 条 本会は、総会、三役会議および役員会とし会長が招集する。

(開催)

- 第 14 条 総会は毎年 1 回会計年度終了後、3 ヶ月以内に開催する。また必要があるときは臨時に開催することができる。三役会議および役員会は必要に応じて随時開催する。

(定足数)

- 第 15 条 会議は該当者の半数以上の出席により成立する。ただし委任状を含むものとする。

(議長)

- 第 16 条 総会の議長はその出席会員のうちから選出し、三役会議及び役員会の議長は会長がこれにあたる。

(議決)

- 第 17 条 (1) 議決は出席会員の過半数をもって決する。可否同数の場合は、議長の決するところによる。  
(2) 委任状に議決権はある。ただし、総会においての役員選出権は有しない。

## 第 5 章 会 計

(経費)

第 18 条 経費は会費、助成金、寄付金、事業収入、その他の収入をもって充当する。

(会計年度)

第 19 条 会計年度は毎年4月1日より翌年3月31日迄とする。

## 第 6 章 附 則

(規約の改正)

第 20 条 本規約を改正する場合は総会の決議を経て決定する。ただし緊急やむを得ない場合は役員会の決議により決定する事ができる。

(慶弔費)

第 21 条 本会の正会員本人に限り、慶弔費を次のように定める。

(1) 葬儀 3,000円

(2) 婚礼 5,000円

(施行)

第 22 条 この規約は平成17年9月4日より施行する。

平成19年4月22日改正

平成21年5月17日改正

平成27年4月26日改正

平成28年4月30日改正